

新型コロナウイルス感染症に感染した新宿区国民健康保険 被保険者に対する傷病手当金の概要について

1 目的

国は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に対する緊急対応策の第2弾（令和2年3月10日決定）として、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」とことと表明した。

このことから、区では、感染症の感染等により仕事を休むことによって、事業主から十分な給与等を得られない被用者の給与を保障し、かつ、他者との接触の機会を減少させることが区内における感染症拡大防止につながるとの観点から、被用者に限定して新宿区国民健康保険に傷病手当金を創設する。

2 概要

給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与を除く。）の支払いを受けている被保険者が、感染症に感染もしくは発熱等の症状があり感染が疑われたことにより労務に服することができず、かつ、その労務に服することができなくなった日に対して給与等が支払われなくなった4日目から傷病手当金を支給する。

3 対象者

新宿区国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）

4 給付要件

被保険者自身が次の(1)~(4)のすべてに該当する場合に適用する。

- (1) 被用者（勤務先から所得税法上に規定されている給与等の支払いを受けている者）であること
- (2) 感染症に感染又は発熱等の症状があり感染症に感染した疑いにより、労務不能な期間が4日以上あること。
- (3) 労務不能な期間において、給与等の全額または一部が支給されていないこと。
- (4) (2)及び(3)について、医療機関又は事業主（勤務先）からの証明が得られること。

5 傷病手当金支給額

$(\text{直近の継続した3カ月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した金額}) \times 2/3 \times \text{支給対象となる日数}$ とする。

ただし、1日当たりの上限額は、30,887円（*）とする。

*標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額 $\times 1/30 \times 2/3$ とし、令和2年3月現在基準で算定

6 適用期間

令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のために労務に服することができない期間とする。

ただし、入院等が継続する場合等は最長1年6月までとする。